

# 令和6年度第9回庁議 会議録

[日 時] 令和7年2月17日（月）9時00分～10時00分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長、参与、各部局長及び危機管理監

[欠席者] 副市長

[代理出席] 福祉部総括次長

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
  - (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
- 3 協議事項  
(なし)
- 4 連絡事項
  - (1) 令和7年度施政方針（案）について (企画部)
  - (2) 令和7年度組織機構の見直しについて (総務部)
- 5 その他

## 1 市長あいさつ

本日の庁議議題にもあるように、市議会定例会が、2月25日に開会予定である。会派説明については、2月10日から13日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、2月議会に向けて、各部局、質問が予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

本日は、まず、「市議会定例会提出議案」について、関係部局からの説明をしていただき、次に、連絡事項として、企画部から「令和7年度施政方針（案）」について、総務部から「令和7年度組織機構の見直し」について連絡していただく。

## 2 議題

- (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市議会定例会提出議案について説明。

企画部から、報告1件、予算議案11件について説明する。

報告第1号については、「令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）」を令和7年1月31日付けで専決処分したものであるが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠を活用した物価高騰対策給付金支給事業費等について予算措置するもので、歳入歳出それぞれ6億3,201万2千円の追加となっている。

議案第14号から議案第19号までの6件の令和7年度当初予算（案）については、「子ども・子育て支援の強化」及び「災害と危機管理に強いまちづくり」の充実を柱とし、第六次新居浜市長期総合計画推進のための各種施策について予算措置している。

令和7年度当初予算の予算規模であるが、一般会計については、534億1,583万6千円で、対前年度比は19億5,965万7千円、3.8%の増となっている。

特別会計については、合計272億1,660万円1千円で、対前年度比は11億9,887万円、4.2%の減となっている。

議案第23号から議案第27号までの5件については、令和6年度2月補正予算（案）で一般会計については、国の補正予算内示により追加となる事業、国の重点支援交付金を活用した指定管理事業者への光熱費等の支援、各種基金の運用収入等の積立及び令和6年度決算見込に伴う減額補正等により、4億1,012万9千円の追加、補正後の予算総額は572億9,670万1千円となり、対前年度同期比は1,612万円の減となり、ほぼ同額となっている。

平尾墓園事業特別会計については、平尾墓園管理基金の運用収入の積立により、7万3千円の追加、補正後の予算総額は2,903万8千円となり、対前年度同期比は195万3千円、6.3%の減、国民健康保険事業特別会計については、国民健康保険財政調整基金の運用収入の積立により、1千円の追加、補正後の予算総額は118億5,656万円となり、対前年度同期比は4億3,711万3千円、3.6%の減、介護保険事業特別会計については、介護給付費準備基金の運用収入の積立により、127万4千円の追加、補正後の予算総額は142億2,947万円となり、対前年度同期比は2億1,817万7千円、1.5%の減、後期高齢者医療事業特別会計については、令和6年10月からの郵便料金の改定により、不足する保険料徴収関係事務に関する通信運搬費について、30万円の追加、補正後の予算総額は23億3,475万4千円となり、対前年度同期比は3億4,350万7千円、17.3%の増となっている。

教育委員会事務局からは、報告1件について説明する。

報告第2号、専決処分の報告については、損害賠償の額の決定についてである。民家の軒に接触し、破損させた交通事故に係る損害賠償の額の決定について、令和7年1月31日専決処分をしたので報告し、承認を求めるものである。

損害賠償の額については、当事者の協議及び三井住友海上火災保険株式会社の査定により、破損した機能修理に要する費用を、123万2,000円と決定したものである。

建設部から議案1件、追加議案2件について説明する。

議案第1号「市道路線の認定」について、今回新たに認定しようとする市道路線は12路線あり、うち8路線は開発道路で寄付を受けたもので、残る4路線は愛媛県が県道新居浜港線のバイパス整備をしたことに伴い、これまでの県道路線及び付属する副道を新たに市道として認定しようとするものである。今回の市道認定により、市道本数は1,172路線、総延長は約540kmとなる。

次に、追加議案「工事請負契約の変更」について説明する。

本議案は、道路課発注の「黒島橋橋梁更新工事」の変更であり、昨年9月議会で議決された「株式会社竹内組」が施工中の工事について工事期間の変更を行うものである。支障物件の移転に不測の期間を要し、移転完了後において工事期間内の完了が見込めなかったため、工事期間を「令和6年9月20日から令和7年3月31日まで」を「令和6年9月20日から令和7年10月31日まで」に変更しようとするものである。

なお、本議案は、国の翌債承認を経たのちに追加議案として上程する予定である。

次に、追加議案「新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例」の制定について説明する。本議案は、受益者負担の原則を踏まえた手数料の適正化及び近隣市等との均衡を図るため建築手数料の額を改定し、あわせて「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」及び「建築基準法」の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うものである。

この条例は令和7年4月1日より施行したいと考えている。

なお、改正の内容は、愛媛県に倣ったものとしているため、愛媛県における議会上程に合わせて、追加議案として上程する予定である。

総務部から、議案5件、追加上程予定の議案3件について説明する。

議案第2号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定につきましては、「刑法」の一部が改正され、懲役及び禁錮に代わり拘禁刑が創設されることによる所要の条文整備を行うものである。この条例は、令和7年6月1日から施行したいと考えている。

議案第4号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

に関する条例及び新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」の制定については、「地方公務員法の一部を改正する法律」の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものである。

議案第5号「新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正等に伴い、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大し、並びに仕事と介護を両立しやすい勤務環境の整備に関する措置等を規定しようとするものである。

議案第6号「新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の制定については、一般職の職員等について、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員等の給与改定に準じて給料等の改定及び給与制度の総合的見直し等を行うものである。

議案第7号「新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員退職手当法の一部が改正されたことに準じて、失業者の退職手当の支給要件を見直す等の措置を行うものである。

議案第4号から第7号の条例について、いずれも、令和7年4月1日から施行したいと考えている。

追加上程予定の議案3件については、いずれも人事議案で、(5)新居浜市教育委員会の教育長の任命については、任期満了に伴う新たな教育長、(6)新居浜港務局委員会の委員の任命については、辞任に伴う新たな港務局委員会の委員について、それぞれ議会の同意を求めるもので、(7)人権擁護委員の候補者の推薦については、任期満了及び辞任に伴う、新たな人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものである。

福祉部から条例議案2件について説明する。

議案第8号「新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定については、内閣府令で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等(とう)の運営に関する基準」の一部改正に伴い、当該基準を定める条例の一部を改正し、所要の条文整備を行うものである。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行したいと考えている。

議案第9号、「新居浜市家庭的保育事業等(とう)の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定については、厚生労働省令で定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、当該基準を定める条例の一部を改正し、所要の条文整備を行うものである。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行したいと考えている。

上下水道局から条例議案2件、予算議案5件について説明する。

議案第10号、「新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例」の制定については、水道法に基づき定められていた水道の布設工事・管理に係る資格要件を規定した政令が改正されたことから、同令に基づき資格を定めた条例の見直しを行うものである。改正の内容については、実務経験の対象、実務経験年数、学歴、学科要件について緩和するもので、改正後は、資格者の確保が容易になるものと考えている。

議案第11号、「新居浜市下水道条例の一部を改正する条例」の制定については、標準下水道条例が一部改正され、指定工事店に排水設備工事責任技術者の専属を求める規定が見直されたことに伴い、第6条の「専属」を「選任」に改めるものである。

次に、予算関係議案5件について説明する。

議案第20号、「令和7年度新居浜市水道事業会計予算」、議案第21号、「令和7年度新居浜市工業用水道事業会計予算」、議案第22号、「令和7年度新居浜市公共下水道事業会計予算」について、水道事業については、事業費用が19億138万6千円、資本的支出が20億1,726万9千円の、合計39億1,865万5千円、公共下水道事業については、事業費用が39億9,670万8千円、資本的支出が44億2,276万2千円の合計84億1,947万円、工業用水道事業については、事業費用が2億5,018万8千円、資本的支出が3億5,505万9千円の合計6億524万7千円となっており、3会計の支出の合計は129億4,337万2千円と前年度比約6%の増加となっている。

議案第28号、「令和6年度新居浜市水道事業会計補正予算第2号」については、国の補正予算の内示を受け、事業費と財源の補正を行うもので、国庫補助金1千万円、建設改良費2千万円を増額するものである。

議案第29号、「令和6年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算第2号」につきましては、国の補正予算の内示を受け、資本的支出に事業費5千940万円等を追加するものである。

消防本部から議案2件、追加予定議案1件について説明する。

議案第12号新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定については、消防職員へ支給する特殊勤務手当の種類及び金額並びに支給の範囲を改めるため、新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正しようとするものである。改正の理由については、緊急消防援助隊等として、大規模な災害が発生した本市の区域外へ、地域区域外の地域へ出動した場合の特殊勤務手当について、類似の活動に従事している国家公務員と、待遇面での均衡を図るものである。

議案第13号、新居浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、新居浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正しようとするものである。改正の内容については、勤務年数の区分として、新たに35年以上を設け、その金額として、団長107万9,000円から、団員の78万9,000円まで階級に応じて支給するものである。

追加予定の議案について説明する。

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、消防団員等に対する公務災害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改めるため、新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものである。主な改正の内容については、損害補償に係る補償基礎額を、非常勤消防団員にあつては、階級及び勤務年数に応じて、それぞれ増額するものである。

3件については、令和7年4月1日から施行したいと考えている。

### 3 協議事項

なし

### 4 連絡事項

(1) 令和7年度施政方針(案)について (企画部)

企画部より最終版の確認及び修正依頼

(2) 令和7年度組織機構の見直しについて (総務部)

総務部より令和7年度組織機構の見直しについて説明。

企画部についてであるが、政策推進室の所管事務については、第六次長期総合計画の中間見直し、第3期総合戦略の策定とリンクして取り組みを推進することとし、総合政策課で一体的に取り組むため、室を廃止する。

市民環境部について、市民課の出先機関として置いていた上部支所と川東支所については、今年度末をもって廃止する。また、環境エネルギー局については、カーボンニュートラル推進室と環境衛生課を統合して環境政策課とし、地球環境の保全と生活環境の保全に関する施策に、総合的に取り組んでいく。

なお、係の変更は改めてご確認いただきたい。

### 5 その他

なし